

令和6年度第4回幕別町地域公共交通活性化協議会議案

日 時 令和7年1月10日（金）

午後2時00分から

場 所 幕別町役場 3ABC会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 案

議案第6号 幕別町地域公共交通活性化協議会規約の改正について

議案第7号 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

4 そ の 他

5 閉 会

【配付資料等】

資料1 幕別町地域公共交通活性化協議会規約等 新旧対照表、改正案

幕別町地域公共交通活性化協議会委員名簿（第7期 任期R6.1.24-R8.1.23）

	区分	氏名	所属	役職	備考
1	幕別町	会長 伊藤 博明	幕別町	副町長	
2	北海道運輸局帯 広運輸支局長が 指名する者	徳田 陽介	帯広運輸支局	首席運輸企画 専門官	
3	北海道十勝総合 振興局長が指名 する者	石山 大介	十勝総合振興局地域創生部 地域政策課	課長	
4	関係する道路管 理者が指名する 者	小林 悟	帯広開発建設部道路計画課	課長	
5		佐々木 昇	十勝総合振興局帯広建設管理部 事業室地域調整課	課長	
6	帯広警察署長が 指名する者	堺 玄州	帯広警察署交通第一課	課長	
7	一般旅客自動車 運送事業者の代 表	長沢 敏彦	十勝バス株式会社	旅客事業本部長	(代理) 鈴木 洋平
8		加藤 貴志	北斗タクシー有限会社	統括課長	(代理) 田中より子
9		桑島 亮	エイシン運輸有限会社	代表取締役	
10	住民又は利用者の代表	高畠 政由	幕別地区町内会長代表	宝町町内会長	
11		中橋 伸勝	札内地区町内会長代表	文京町町内会長	
12		熊田 由幸	札内地区町内会長代表	途別町内会長	
13		山田 敏明	南幕別地区町内会長代表	中糠内町内会長	
14		及川 昇	忠類地区町内会長代表	忠類本町町内会長	
15		副会長 笹井 守	幕別町商工会	会長	
16		副会長 高橋 平明	幕別町社会福祉協議会	会長	
17		監査委員 宮本真由美	幕別町民生委員児童委員協議会	副会長	
18		川尻 宏	幕別町消費者協会	事務局次長	
19		西山 直樹	幕別町PTA連合会	会長	
20		飛田 稔章	幕別町老人クラブ連合会	会長	
21		監査委員 宮澤 清志	幕別町障害者（児）団体連絡協議会	会長	
22	幕別町長が指名 する町職員	寺田 治	幕別町住民生活部	部長	
23		亀田 貴仁	幕別町保健福祉部	部長	
24		高橋 修二	幕別町経済部	部長	
25		小野 晴正	幕別町建設部	部長	
26		白坂 博司	幕別町教育委員会教育部	部長	
27	その他協議会が 必要と認める者	久保 真司	十勝地区バス労働組合連絡会	代表	
28		塚本 俊二	十勝地区ハイヤー協会	常務理事	

議案第 6 号 幕別町地域公共交通活性化協議会規約の改正について

1 規約の改正

令和 5 年 10 月 1 日の道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の一部改正を受け、次のとおり規約を改正する。

- (1) 規約第 3 条に第 2 項を新たに追加する。
- (2) 規約第 12 条の分科会を「部会及び分科会」と整理する。

2 改正の理由

運賃協議分科会の設置

これまでは、事業者が協議運賃の設定・変更を行う場合、地域公共交通会議又は法定協議会による協議を経たうえでの届出が必要とされていた。

今回の改正により、協議運賃の設定・変更は同法第 9 条第 4 項に定める協議会において行うものと改正されたことを受け、本協議会において設置する分科会を当該協議会と位置づけるため、規約を改正する。

合わせて、従前から設置されていた分科会は「部会」と位置付けし、協議運賃以外の審議を行う組織として規定する。

3 改正文

議案 2 ページのとおり

4 新旧対照表等

資料 1のとおり

5 施行期日

令和 7 年 1 月 10 日

6 その他

この規約の一部改正が承認された場合は、分科会を道路運送法第 9 条第 4 項に定める協議会として位置付けるため、従前の規約第 12 条第 2 項の規定に基づき会長が定める「幕別町地域公共交通活性化協議会分科会規程」について所要の改正を行う。

この改正と合わせて、従前規定されていた分科会については、検討内容に応じ柔軟に検討・調査を行うことができるよう「部会」と再定義し、委員の構成を固定ではなく「協議会の会長が指名する者」と変更し、部会長についても「協議会の会長が指名する」と整理するほか、分科会等の庶務について規定する。

幕別町地域公共交通活性化協議会分科会規程 新旧対照表等

資料 1 2～4 ページのとおり

幕別町地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約

幕別町地域公共交通活性化協議会規約（平成24年1月24日決定）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「運賃・料金等」を「運賃、料金等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に規定する業務のうち、道路運送法第9条第4項に規定する運賃等について協議する場合は、第12条第2項に規定する分科会において業務を行う。

第12条を次のように改める。

（部会及び分科会）

第12条 第3条第1項に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に部会を置くことができる。

- 2 第3条第2項に規定する業務を行うため、協議会に分科会を置く。
- 3 部会及び分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和7年1月10日から施行する。

議案第 7 号 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年 3 月30日 国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）第 3 条第 5 項及び地域公共交通確保維持改善事業実施要領（平成23年 4 月 1 日国総計第 5 号、国鉄財第 4 号、国鉄業第 4 号、国自旅第20号、国海内第 8 号、国空環第 5 号）に基づき、事業の実施状況の確認、評価を行い、地方運輸局に報告するとともに公表する。

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（案）について 別紙 1 のとおり

【参考】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（抜粋）
（協議会）

第 3 条第 1 項～第 4 号 略

- 5 協議会は、補助対象事業ごとに補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局又は地方航空局の長に報告しなければならない。

地域公共交通確保維持改善事業実施要領（抜粋）

8. 事業評価について

（1）事業評価の実施

①自己評価（一時評価）

地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業については、毎年度、協議会自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通調査等事業にあつては、補助金の交付を受けようとする会計年度の 1 月末までに、地域公共交通バリア解消促進等事業にあつては、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の 1 月末までにそれぞれ協議会から、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方航空局又は沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）に報告するとともに、公表することとする。

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和7年1月 日

協議会名: 幕別町地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名: 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
十勝バス(株)	コミュニティバスの運行 ・幕別線1 ・幕別線2 ・札内線	住民や高齢者団体に対し出前講座等の開催や、各種イベントでのPRを通じて周知を図り、事業の認知度を向上させた。	A	計画通り事業は適切に実施された。	A 幕別線の目標利用者数(年平均)34.8人/日に対し、実績は44.5人/日であった。 札内線の目標利用者数(年平均)61.5人/日に対し、実績は84.0人/日であった。 令和5年7月1日からの運賃無料対象者の拡充により、幕別線、札内線ともに利用者数が増加した。 幕別線の令和6年8月は夏休み日数の増加による小中学生の利用減であり、総体の乗車人数は増加傾向にある。
エイシン運輸(有)	予約型乗合タクシーの運行 ・駒畠線	住民や高齢者団体に対し出前講座等の開催を通じて周知を図り、事業の認知度を向上させた。	A	計画通り事業は適切に実施された。	B 目標利用者数(年平均)3.0人/日に対し、実績は2.9人/日であった。 新型コロナウイルス感染症による外出の自粛傾向が落ち着き、周知活動を行った結果、実績が徐々に伸びてきている。
北斗タクシー(有)	予約型乗合タクシーの運行 ・古舞線	住民や高齢者団体に対し出前講座等の開催を通じて周知を図り、事業の認知度を向上させた。	A	計画通り事業は適切に実施された。	A 目標利用者数は(年平均)3.6人/日に対し、実績は3.9人/日であった。 新型コロナウイルス感染症による外出の自粛傾向が落ち着き、周知活動を行った結果、実績が徐々に伸びてきている。

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和7年1月 日

協議会名：	幕別町地域公共交通活性化協議会
評価対象事業名：	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	幕別町は北海道十勝平野のほぼ中央に位置しており、西側は帯広市と更別村に、北側は音更町と池田町、東は豊頃町、南は大樹町に隣接し、面積は477.68km²、令和6年12月末の人口は25,269人である。 幕別、札内市街地には公共交通を利用できない公共交通空白地域が存在し、自家用車による移動が困難な高齢者や障がい者、運転免許を持たない方などは、「移動」が制約され不便な生活を強いられることとなり、地域社会を維持していくためには大きな障壁となっている。 このような状況から、今後の少子高齢化の進行による交通弱者の増加や、町内における公共交通空白地域の存在等を踏まえ、日常生活の移動確保や地域間幹線系統等との接続による広域的な移動支援などを図るため、効率的で持続可能な公共交通の確保や公共交通の利便性の向上を図ることを目的としたフィーダー路線を導入し、生活交通ネットワークの構築を進めていくことが必要である。

幕別町地域公共交通活性化協議会における地域公共交通確保維持改善事業の概要

事業実施の目的・必要性

幕別町においては、今後の少子高齢化の進行による交通弱者の増加や、町内における公共交通空白地域の存在等を踏まえ、日常生活の移動確保や地域間幹線系統等との接続による広域的な移動支援などを図るため、効率的で持続可能な公共交通の確保や公共交通の利便性の向上を図ることを目的としたフィーダー路線を導入し、生活交通ネットワークの構築を進めていくことが必要である。

生活交通確保維持改善計画の目標

【コミュニティバスの年間利用者数(1日あたり人数)】

幕別線 34.8人/日

札内線 61.5人/日

【予約型乗合タクシーの年間利用者数(1便あたり人数)】

駒畠線 3.0人/日

古舞線 3.6人/日

令和6年度事業概要

【コミュニティバスの運行】

幕別線1、幕別線2、札内線

【予約型乗合タクシーの運行】

駒畠線、古舞線

地域公共交通の現況

- ・JR根室本線(幕別駅・札内駅)
- ・路線バス(株十勝バスにより4路線)
- ・コミュニティバス(町、3路線)
- ・予約型乗合タクシー(町、2路線)
- ・その他(福祉バス、スクールバス13路線)

協議会開催状況

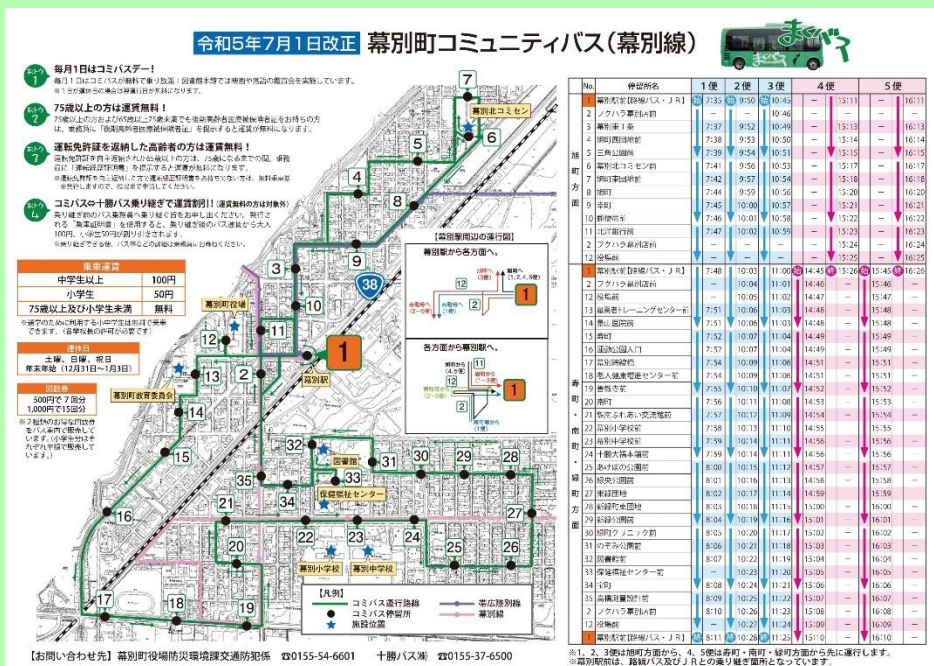
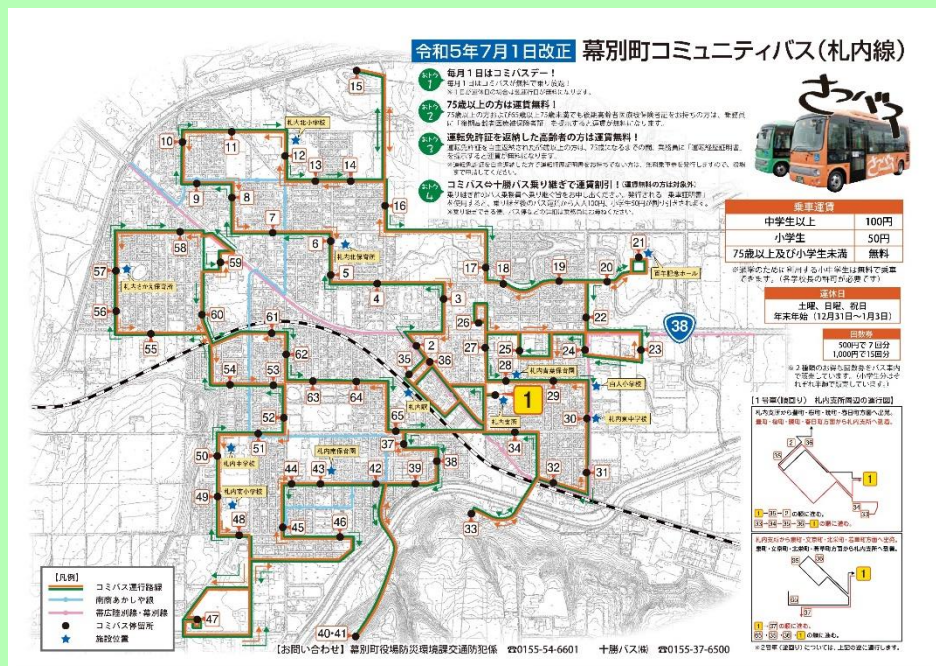
- 令和6年1月18日(第3回)
 - ・地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
 - ・幕別町地域公共交通計画(案)について
- 令和6年4月18日(第1回)【書面開催】
 - ・幕別町地域公共交通計画の策定について
 - ・令和6年度幕別町地域公共交通活性化協議会予算(案)について
- 令和6年6月26日(第2回)【書面開催】
 - ・コミュニティバスの運行実績について
 - ・予約型乗合タクシーの運行実績について
 - ・令和7年度幕別町地域公共交通確保維持事業(フィーダー系統補助)に係る計画認定申請について
- 令和6年10月11日(第3回)【書面開催】
 - ・令和7年度幕別町地域公共交通確保維持事業(フィーダー系統補助)に係る計画の変更について
- 令和7年1月10日(第4回)
 - ・地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
 - ・協議会規約の改正について

令和6年度事業の実施状況（コミュニティバス）

1) プロセス、創意工夫

- ・回数券の販売、令和5年7月1日から開始した75歳以上の方及び65歳から74歳までの自動車運転免許証を自主返納した方の運賃無償化について広報紙による周知。
- ・老人クラブで出前講座の実施。
- ・町内公共施設、スーパー、病院へのチラシや時刻表の配付及び掲示依頼。
- ・各種イベント開催時における車両展示等のPR活動。
- ・乗り込み調査による停留所の使用状況の継続的調査、利用者の要望聞き取りの実施。

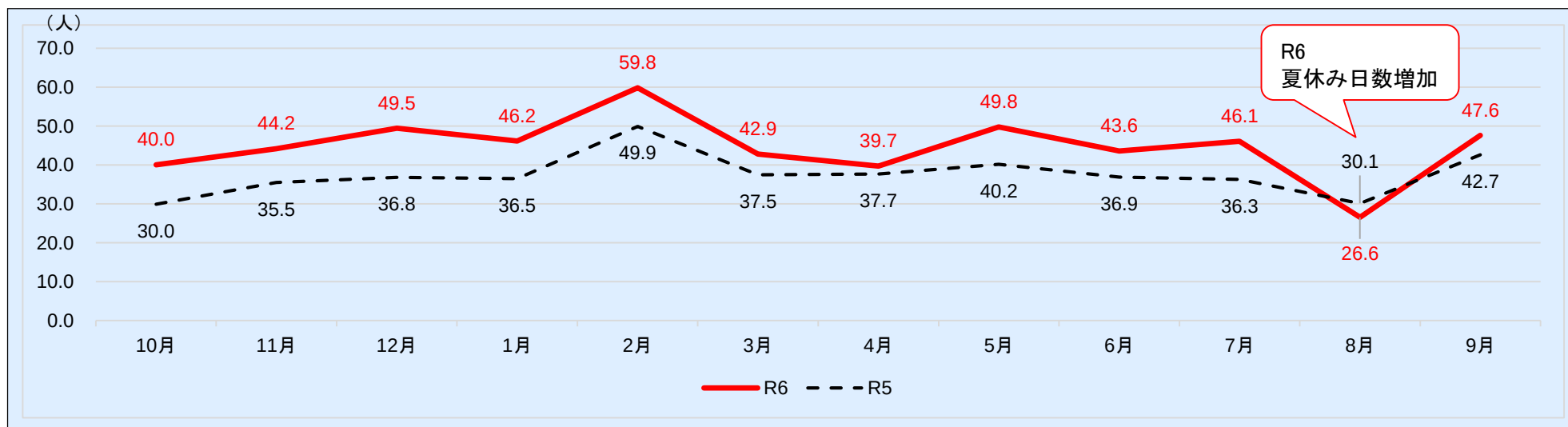
2) 運行系統



幕別線

3) 利用実績 (人/日)

- - - R5: 令和4年10月から令和5年9月
 ----- R6: 令和5年10月から令和6年9月



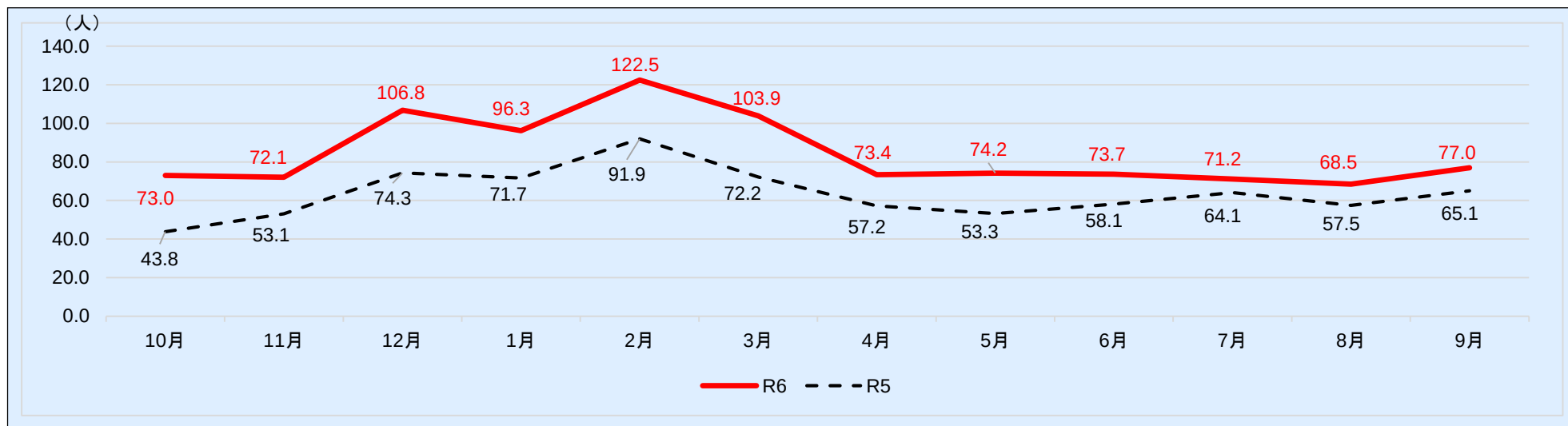
4) 収入実績 (円)



札内線

3) 利用実績 (人/日)

- - - R5: 令和4年10月から令和5年9月
 ----- R6: 令和5年10月から令和6年9月



4) 収入実績 (円)



令和6年度事業の実施状況(予約型乗合タクシー)

1) プロセス、創意工夫

- ・各種割引制度の実施。
- ・老人クラブで出前講座の実施。
- ・町内公共施設、スーパー、病院へのチラシ・時刻表の配付及び掲示依頼。

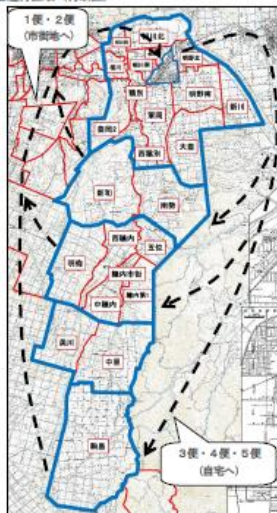
2) 運行系統

「予約型乗合タクシー駒畠線」

～予約型乗合タクシーとは～

予約型乗合タクシーは、予約があった場合にのみ運行する乗合タクシーです。
各地区から幕別市街地へ向かう便(1便・2便)は、自宅から幕別市街地まで運行します。
幕別市街地から各地区へ向かう便(3便・4便・5便)は、幕別市街地から自宅まで運行します。
乗客のため巡回をすることもあります。

■運行区域(行政区)



■到着・出発時間

- 1便 8時15分 幕別駅 到着
- 2便 10時30分 幕別駅 到着
- 3便 13時45分 幕別駅 出発
- 4便 15時00分 幕別駅 出発
- 5便 16時45分 幕別駅 出発

※詳しくは、裏面をご覧ください。

■乗車運賃

運賃	乗降できる行政区
200円	豊岡2、西猿別、猿別、軍岡、大倉、明野北、明野南、新川、相川、相川西、相川南、相川北
400円	新和、南勢
600円	穂内市街、五位、穂内第一、中穂内、西穂内、明倫
800円	美川、中里
1,000円	駒畠

高齢者半額等の割引制度があります。

詳しくは、裏面をご覧ください。

■運行日

- 月曜日から金曜日までの平日
- 【1日5便運行】

※土・日曜日、国民の祝日、年末年始

(12/31～1/3)は運休

■ご利用予約

エイシntaxi TEL 0155-54-3870 令和5年4月1日

「予約型乗合タクシー古舞線」

～予約型乗合タクシーとは～

予約型乗合タクシーは、予約があった場合にのみ運行する乗合タクシーです。
各地区から札幌市街地へ向かう便(1便・2便)は、自宅から札幌市街地まで運行します。
札幌市街地から各地区へ向かう便(3便・4便・5便)は、札幌市街地から自宅まで運行します。
乗客のため巡回をすることもあります。

■運行区域(行政区)



■到着・出発時間

- 1便 到着時間
8時25分 札幌市街地
8時30分 十勝バス停留所「札幌」
8時35分 札幌支所
- 2便 到着時間
10時40分 札幌市街地
10時45分 十勝バス停留所「札幌」
10時50分 札幌支所
- 3便 出発時間
13時25分 札幌支所
13時30分 十勝バス停留所「札幌」
13時35分 札幌市街地
- 4便 出発時間
15時00分 札幌支所
15時05分 十勝バス停留所「札幌」
15時10分 札幌市街地
- 5便 出発時間
16時20分 札幌支所
16時25分 十勝バス停留所「札幌」
16時30分 札幌市街地

※詳しくは、裏面をご覧ください。

■乗車運賃

運賃	乗降できる行政区
200円	遠別、上穂別、日新1、日新2、昭和、依田、西和、千住1、千住2、千住東、穂別、新生、中穂別、豊岡1、豊岡2
400円	新和
600円	古舞、明倫
800円	美川

高齢者半額等の割引制度があります。

詳しくは、裏面をご覧ください。

■運行日

- 月曜日から金曜日までの平日
- 【1日5便運行】

※土・日曜日、国民の祝日、年末年始(12/31から1/3)は運休

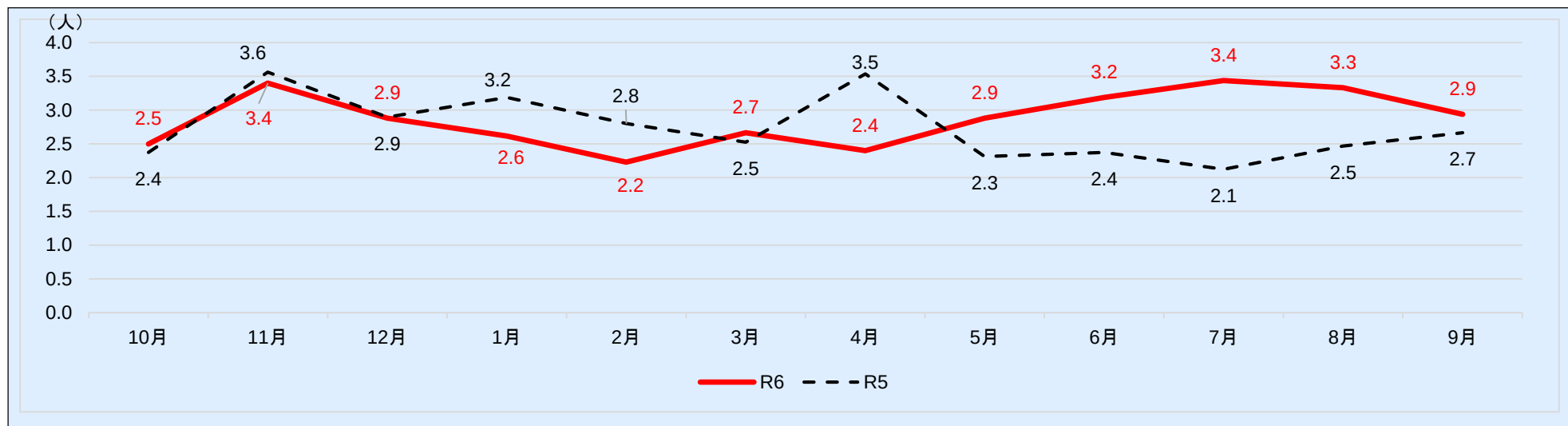
■ご利用予約

北斗タクシー有限公司 TEL 0155-56-6161 令和5年4月1日

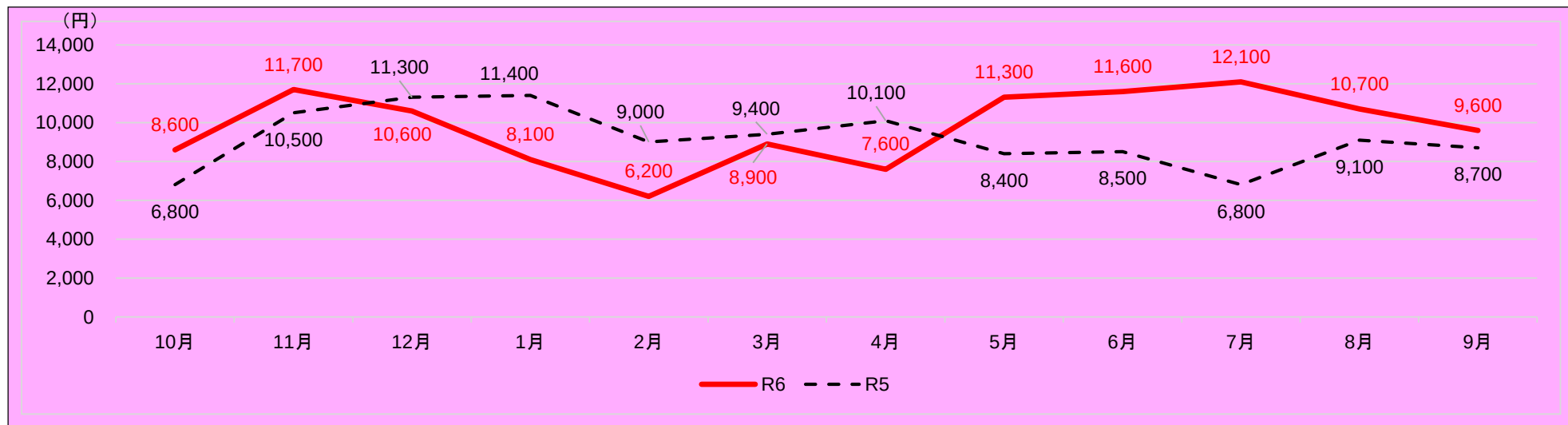
駒畠線

3) 利用実績(人/日)

- - - R5: 令和4年10月から令和5年9月
 ----- R6: 令和5年10月から令和6年9月



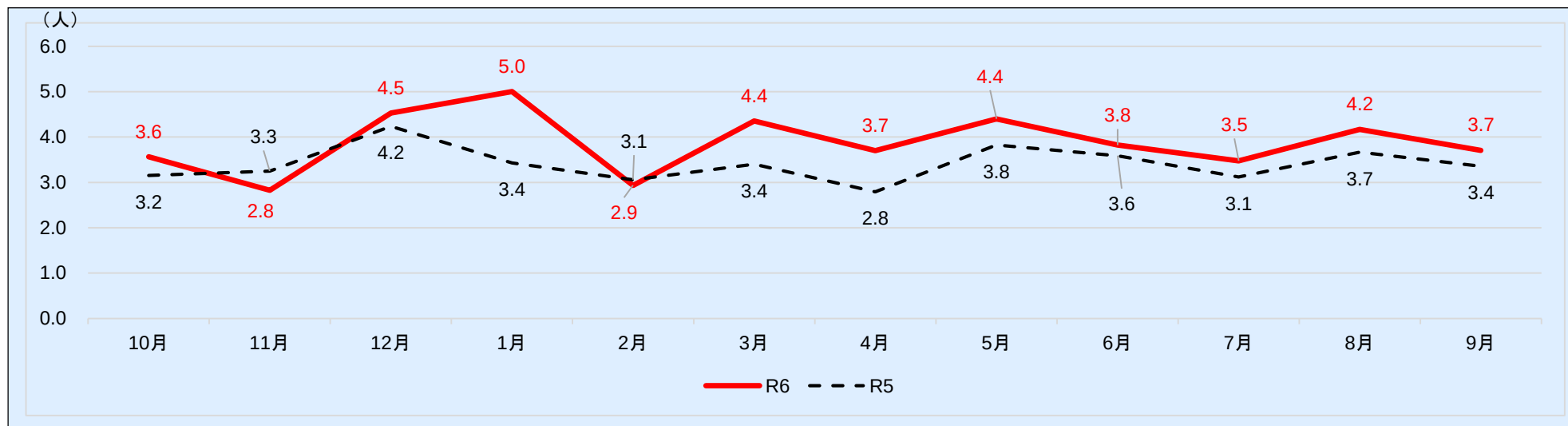
4) 収入実績(円)



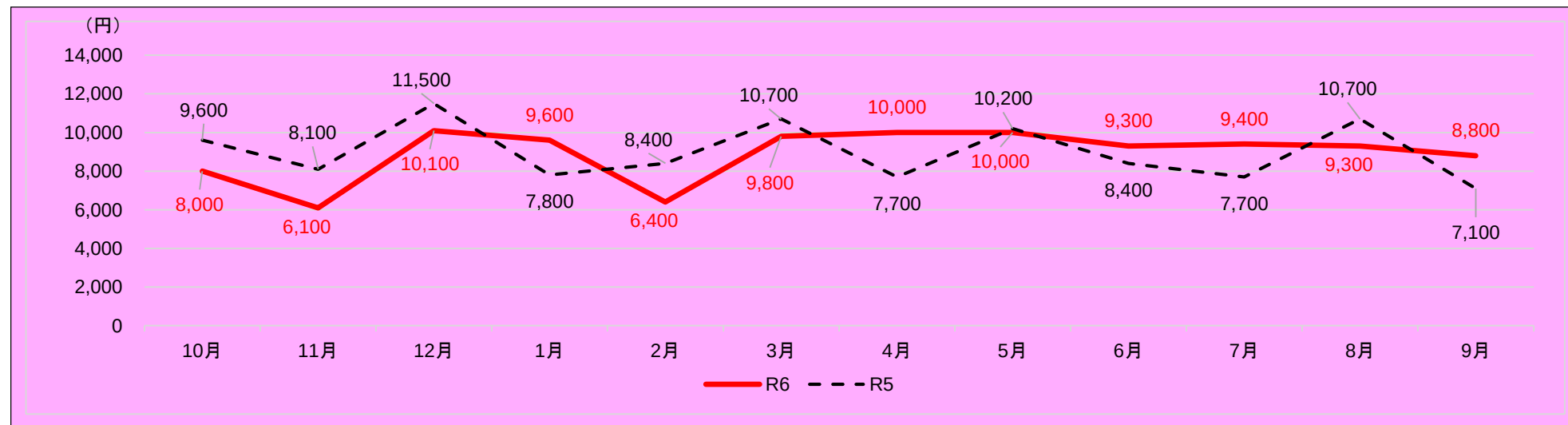
古舞線

3) 利用実績(人/日)

--- R5: 令和4年10月から令和5年9月
 ----- R6: 令和5年10月から令和6年9月



4) 収入実績(円)



5)事業実施の適切性

【コミュニティバス】

計画通り事業は適切に実施された。

【予約型乗合タクシー】

計画通り事業は適切に実施された。

6)目標・効果達成状況

【コミュニティバス】

・幕別線の目標利用者数(年平均)34.8人/日に対し、実績は44.5人/日であった。

・札内線の目標利用者数(年平均)61.5人/日に対し、実績は84.0人/日であった。

→令和5年7月1日からの運賃無料対象者の拡充により、幕別線、札内線ともに利用者数が増加した。

幕別線の令和6年8月は夏休み日数の増加による小中学生の利用減であり、総体の乗車人数は増加傾向にある。

【予約型乗合タクシー】

・駒畠線の目標利用者数(年平均) 3.0人/日に対し、実績は2.9人/日であった。

・古舞線の目標利用者数(年平均) 3.6人/日に対し、実績は3.9人/日であった。

→新型コロナウイルス感染症による外出の自粛傾向が落ち着き、周知活動を行った結果、実績が徐々に伸びてきている。

7)事業の今後の改善点

【コミュニティバス】

- ・引き続き住民に対し、出前講座などで周知に努める。
- ・各種イベント開催時に、利用を呼び掛ける。
- ・乗り込み調査を実施し、利用者のニーズや停留所毎の利用状況を把握し、運行ダイヤ見直しの際の検討材料とする。

【予約型乗合タクシー】

- ・引き続き、住民に対し出前講座などで周知に努める。
- ・各種イベント開催時に、利用を呼び掛ける。

8)地方運輸局等における二次評価結果(案)

運輸局記載欄